

## (2) インボイスの基本的な考え方 Q&A

Q) 適格請求書発行事業者が、不特定多数の者に課税資産の譲渡等を行う小売業や飲食店業、旅行業など一定の事業に該当すれば、購入者情報などで買手の氏名等が判明していても、**適格簡易請求書**（簡易インボイス）を交付することができるということですが、簡易インボイスを交付できる「不特定多数の者に資産の譲渡等を行う事業」の判断基準は？

不特定多数の者に資産の譲渡等を行う事業に該当するかどうかは、個々の事業の性質により判断します。例えば、資産の譲渡等を行う際に買い手の氏名等を確認せず、取引条件等をあらかじめ提示して買手を問わず広く資産の譲渡等を行うことが常態である事業などが該当します。

**小売業や飲食店業等だけでなく、これらに準ずる不特定多数の者に資産の譲渡等を行う事業**であれば、簡易インボイスを交付することができます。



### (3) インボイス制度における農業者の留意点

#### (1) 免税事業者である農業者の場合

##### 売り手としての立場

免税事業者の請求書等はインボイスではないので、取引先が課税事業者の場合、「仕入税額控除」ができません。できれば「インボイス」であってほしいと考えるのは無理のないことです。

ただし、「農協特例」や「卸売市場特例」を使える場合は、取引先は「仕入税額控除」ができます。

##### 買い手としての立場

もともと申告義務が免除されているので、取引先が「適格請求書発行事業者」であるか否かは関係ありません。

#### (2) 本則課税の課税事業者である農業者の場合

##### 売り手としての立場

「適格請求書発行事業者」の登録をすることで、インボイスが発行できますので、課税事業者の取引先は「仕入税額控除」ができます。

##### 買い手としての立場

「インボイス」でないと「仕入税額控除」ができないため、取引先が「適格請求書発行事業者」であるか否かに留意する必要があります。

#### (3) 簡易課税の課税事業者である農業者の場合

##### 売り手としての立場

「適格請求書発行事業者」の登録をすることで、インボイスが発行できますので、課税事業者の取引先は「仕入税額控除」ができます。

##### 買い手としての立場

簡易課税の場合、仕入税額控除は「みなし仕入率」を使うため、取引先が「適格請求書発行事業者」であるか否かは関係ありません。

### (3) インボイス制度における農業者の留意点

#### 農業者の特例 ①農協特例

農協等の組合員その他の構成員が、農協等に対して**無条件委託方式**かつ**共同計算方式**により販売を委託した農林水産物の販売は、インボイスを交付することが困難な取引として、組合員等から購入者に対するインボイスの交付義務が免除されます。買い手は**農協が作成する適格請求書**で仕入税額控除を行うため、売り手が免税事業者であっても取引上不利になることはありません。



- ① **無条件委託方式**: 出荷した農作物の売値、出荷時期、出荷先等の条件を指定していない委託販売方式
- ② **共同計算方式**: 一定期間に農協等が販売した農作物の種類、品質、規格等ごとの平均価格を元に精算する方式

### (3) インボイス制度における農業者の留意点

## 農業者の特例 ② 卸売市場特例

卸売市場法に規定する卸売市場において、卸売業者が卸売の業務として出荷者から委託を受けて行う生鮮食料品等の販売は、インボイスを交付することが困難な取引として、出荷者等から生鮮食料品等を購入した事業者に対するインボイスの交付義務が免除され、農協特例と同様に免税事業者のまま取引が継続できることになります。

生鮮食料品等を購入した事業者は、卸売市場が作成する一定の書類を保存することが仕入税額控除の要件となります。買い手は卸売市場が作成する適格請求書で仕入税額控除を行うため、売手が免税事業者であったも取引上不利になることはありません。

### ※特例の対象となる卸売市場

- ①農林水産大臣の認定を受けた中央卸売市場
- ②都道府県知事の認定を受けた中央卸売市場
- ③農林水産大臣の確認を受けた卸売市場(①及び②に準ずる卸売市場)



【参考】

○ 卸売市場法第2条（定義）

この法律において「生鮮食料品等」とは、野菜、果実、魚類、肉類等の生鮮食料品その他一般消費者が日常生活の用に供する食料品及び花きその他一般消費者の日常生活と密接な関係を有する農畜水産物で政令で定めるものをいう。

2 この法律において「卸売市場」とは、生鮮食料品等の卸売のために開設される市場であつて、卸売場、自動車駐車場その他の生鮮食料品等の取引及び荷さばきに必要な施設を設けて継続して開場されるものをいう。

3 (省略)

4 この法律において「卸売業者」とは、卸売市場に出荷される生鮮食料品等について、その出荷者から卸売のための販売の委託を受け、又は買い受けて、当該卸売市場において卸売をする業務を行う者をいう。

5 (省略)

○ 卸売市場法施行令第1条（一般消費者の日常生活と密接な関係を有する農畜水産物）

卸売市場法第2条第1項の政令で定める農畜産物は、次に掲げるものとする。

一 野菜及び果樹の種苗

二 牛、馬、豚、めん羊及び山羊の原皮

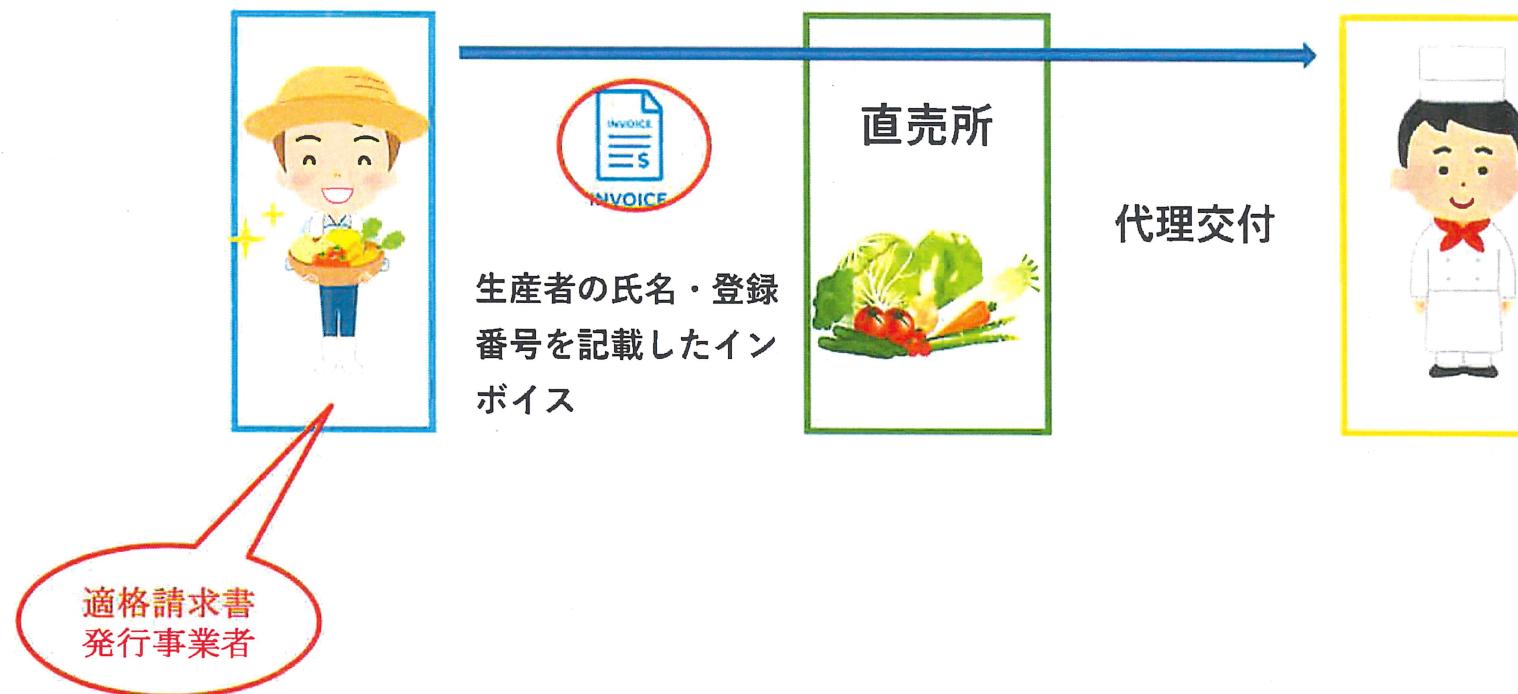
### (3) インボイス制度における農業者の留意点

## 直売所等の場合：代理交付

直売所の場合、農協特例や卸売市場特例を使うことができないため、適格請求書発行事業者である生産者は、自己の農産物については購入者に対して自己のインボイスを交付しなければなりません。しかし、直売所では購入者が購入の際、直接対応するわけではないので、適格請求書を交付することができません。

そのため、直売所が生産者を代理して、**生産者の氏名又は名称及び登録番号を記載した、生産者のインボイス**を相手方に交付することも認められます。

これを**代理交付**と言います。



【代理交付により複数の委託者の取引を記載して交付する場合の記載例】

□□(株)御中			
請求書			
XX年11月分			
取引先名	日付	品名	金額
××株 登録番号…	11/1	紅茶 ※	5,400円
	11/2	クッキー ※	3,240円
	11/9	食器	6,600円
	:	:	:
	10%対象	11,000円（消費税 1,000円）	
	8%対象	15,000円（消費税 1,111円）	
	△△商事(株) 登録番号…		
(株)○○ 登録番号…	11/12	割り箸	1,100円
	11/14	ごみ袋	550円
	11/20	牛肉 ※	6,480円
	:	:	:
	10%対象	12,000円（消費税 1,091円）	
	8%対象	17,000円（消費税 1,259円）	
	合計（税込）		

※印は軽減税率対象品目

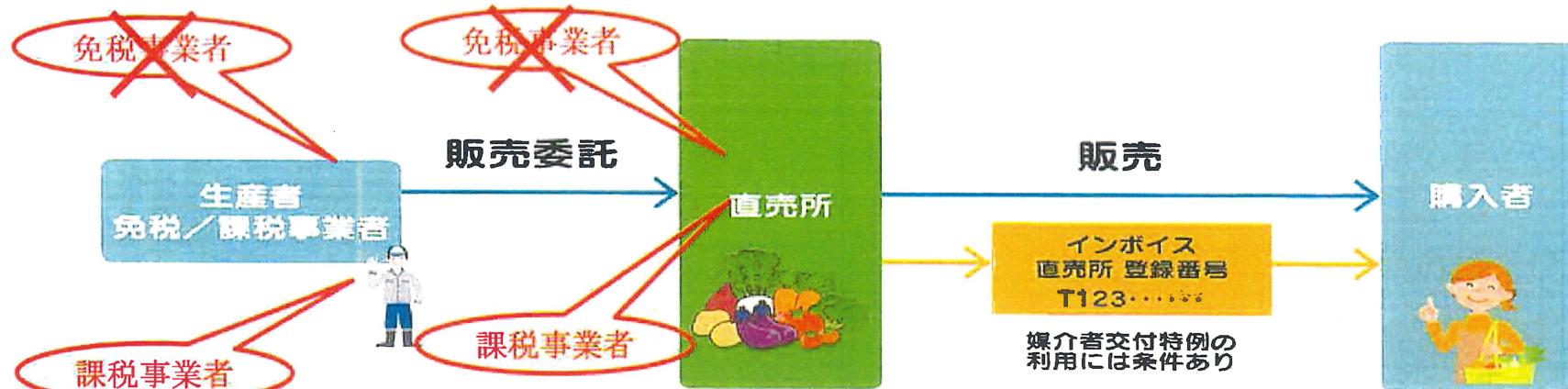
各委託者（被代理人）の氏名又は名称及び登録番号を記載する必要があります。

各委託者（被代理人）の課税資産の譲渡等の内容について区分して記載する必要があります。

消費税額等の端数処理は、各委託者（被代理人）の取引を区分して、税率ごとに行います。

(3) インボイス制度における農業者の留意点

## 直売所等の場合：媒介者交付特例



次の①及び②の要件を満たすことにより、媒介又は取次ぎを行う者である直売所が、生産者の農産物販売について、**自己(受託者)の氏名又は名称及び登録番号**を記載したインボイスを、生産者に代わって購入者に交付することができます(媒介者交付特例といいます)。次の要件が必要です。

- ① 生産者及び直売者がインボイス発行事業者であること
- ② 生産者が直売所に、自己がインボイス発行事業者の登録を受けている旨を取引前までに通知していること

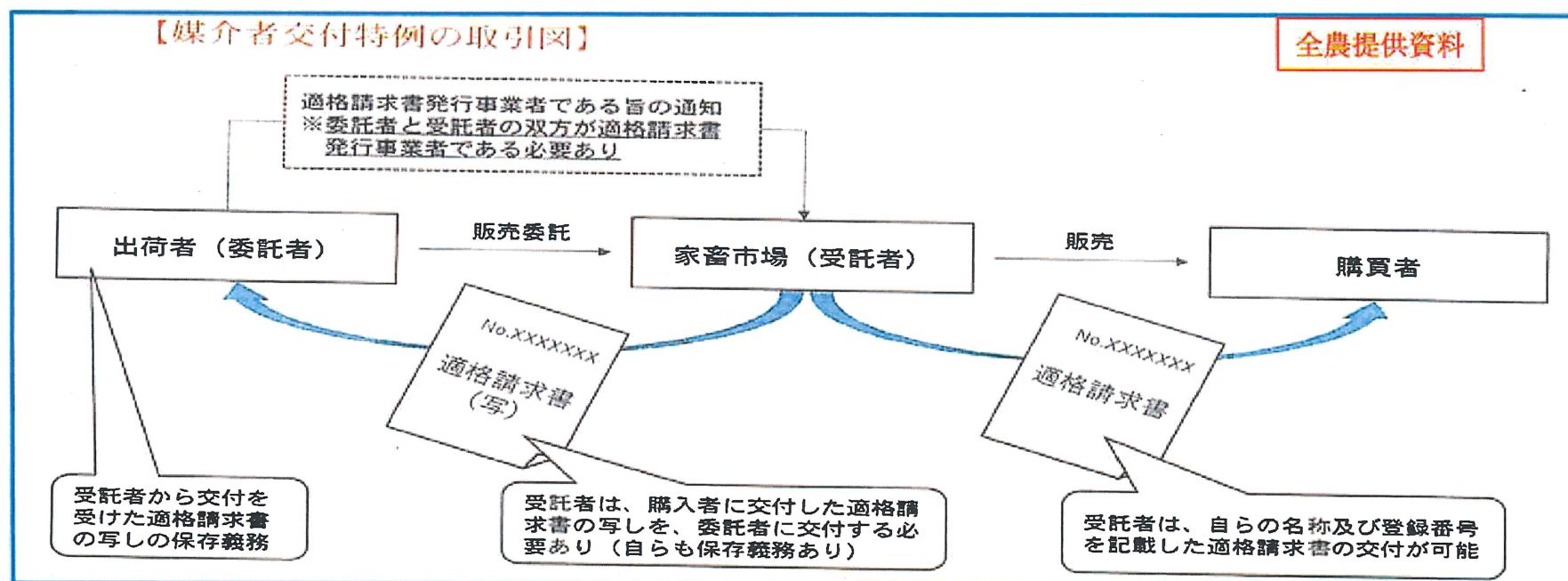
通知の方法としては、「個々の取引の都度、事前に登録番号を書面等により通知する方法」のほか、例えば、「基本契約等により委託者の登録番号を記載する方法」などがあります。

### (3) インボイス制度における農業者の留意点

家畜市場もこの特例を活用することが考えられます。

直売所(家畜市場)は免税事業者の出荷者が多いと思われるため媒介者交付特例をすべての出荷者に適用することができません。(個別に対応)。そのため購入者に対して商品に課税事業者(インボイス発行事業者)と免税事業者をわかりやすいように区分する(☆印など)対応が必要になります。

また、削蹄料や注射代、妊娠鑑定料などについても、媒介者交付特例の要件を満たしている場合は媒介者交付特例を活用することができます。



### (3)インボイス制度における農業者の留意点

#### (媒介者交付特例) 適格請求書の交付について①

##### 受託者(家畜市場)の対応

- ①交付した適格請求書の写し又は電磁的記録を保存する。
- ②交付した適格請求書の写し又は電磁的記録を速やかに出荷者に交付。又は提供する。

※委託者に交付する適格請求書の写しについては大量になる場合などは、**適格請求書と相互に関連が明確な精算書等の交付を行うことも可能**です。なお、精算書等は「課税資産の譲渡等の税抜き金額または税込み金額を税率ごとに区分して合計した金額及び適用税率」や「税率ごとに区分した消費税額」などの一定事項を記載する必要があります。

##### 委託者(出荷者)の対応

- ①自己が適格請求者発行事業者でなくなった場合、その旨を速やかに受託者に通知する。
- ②委託者の課税資産の譲渡について、受託者が委託者に代わって適格請求書を交付していることから、委託者においても、受託者から交付された適格請求書の写しを保存する。

### (3) インボイス制度における農業者の留意点

#### (媒介者交付特例) 適格請求書の交付について②

- 複数の出荷者(委託者)にかかる家畜を一の買い手に販売した場合であっても、1枚の適格請求書により交付することが可能です。
- この場合、適格請求書発行事業者が出荷した家畜と適格請求書発行事業者以外の事業者が出荷した家畜が混在していても、それぞれが出荷した牛の代金や諸経費が区分して記載されていれば問題ありません。
- なお、適格請求書の記載事項である課税資産の譲渡の税抜き金額または税込み金額は、委託者ごとに記載し、**消費税額の端数処理も委託者ごとに行うのが原則**です。
- ただし、受託者が交付する適格請求書単位で、**複数の委託者の取引を一括して記載し、消費税額等の端数処理を行うこともできます。**

令和4年4月改定版インボイスQA 問40参照のこと